

大 個 審 第 8 号  
(答申第357号)  
令和2年7月2日

大阪府知事様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和2年6月25日付け感対第1356号で諮問のありました「大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システムに係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則及び第8条第2項第9号に規定する目的外利用・提供禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の正確性の確保、漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間を明確にした上で、その経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 個人情報を提供する保健所設置市に対し、個人情報の適正管理等、当該保健所設置市の個人情報の保護に関する条例を適正に運用することを求めること。

（注意事項）

今回の諮問は、個人情報の取扱い開始後になされています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応が求められる等、やむを得ない事情があったとはいえ、今後、このような事案がある場合には、事前に当審議会の意見を聴いた上で、個人情報の取扱いを開始すべきであり、条例を遵守することが必要である旨申し添えます。

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、嗟峨嘉子、丸山敦裕、西上治、  
布施匡章、海道俊明、西村枝美